

No. 36

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
阿久比町	民生部 環境衛生課	0569-48-1111	内線 317・310	0569-48-7333
住所	〒470-2212 知多郡阿久比町卯坂字殿越50		担当者氏名	神谷

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	332,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	411,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	519,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [平成23年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
	20						20

前年度実績基数 (21基)

(3) [補助対象地域]

・次の区域を除く区域

- ①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項及び第25条の3第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域
- ②土地区画整理事業予定区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適合されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ③販売を目的とする住宅を建てる者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ④契約書の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日

- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法定検査依頼書の写し
- ③工事写真
- ④その他町長が必要と認める書類

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください